

## 第1章 序論（計画策定にあたって）



## 1 計画策定の背景・目的

### (1) 『白井市障害福祉プラン』の策定（平成 19 年 3 月）までの流れ

平成 9 年 3 月、白井市（当時は白井町）は、初めての障害者計画となる『白井町障害者計画－「理解と参加による社会づくり」をめざして－』を策定し、「誰もが社会に参加し、一人ひとりが自らの生き方を主体的に選択し決定できる社会の実現」を目標として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等、幅広い分野における障がい者施策の計画的推進の取り組みに着手しました。その後、専門職員の確保や保健福祉センターの整備などが進み、平成 14 年度には、「市民すべてが地域の中で豊かな生活を送れるまち」をめざして障害者計画の中間見直しを行いました。

平成 15 年度からは、障がいのある人が、利用するサービスの種類ごとに支援費の支給を受け、事業者との契約に基づいてサービスを利用できる「支援費制度」が始まり、さらに同 18 年度からは「障害者自立支援法」に基づき、3 障害（身体・知的・精神）一元のサービス体系に移行するとともに、新たに市町村障害福祉計画の策定が義務づけられるなど、大きな制度改革が行われ、障がい者福祉は大きな転換期を迎えました。このような中で、市では、白井市障害者計画の施策や事業の進捗状況等の確認・評価を行い、平成 19 年 3 月、障害者計画と障害福祉計画の性格を併せ持つ『白井市障害福祉プラン』（白井市障害者計画・第 1 期障害福祉計画）を新たに策定しました。

### (2) 『白井市第 2 期・第 3 期障害福祉計画』の策定

『白井市障害福祉プラン』では、第 1 期障害福祉計画に相当する「数値目標」部分の計画期間について、平成 18 年度を含めた 3 年間としていたことから、平成 21 年 3 月には、これに続く 3 年間の計画として、『白井市第 2 期障害福祉計画』を策定しました。

さらに、この『白井市第 2 期障害福祉計画』が終了する平成 23 年度には、障害者自立支援法の施行後 6 年間の成果と課題を踏まえつつ、障害福祉サービスの提供方策を定め、サービス提供に係る計画的な体制整備と円滑な実施を図るため、平成 24 年 3 月、『白井市第 3 期障害福祉計画』を策定しました。

### (3) 『白井市第 4 期障害福祉計画』・『白井市障害者計画 2016-2025』の策定

『白井市障害福祉プラン』の策定後も、障がい者福祉の分野では大きな変化が続いています。平成 24 年 10 月には、家庭や施設、職場などでの虐待の防止や早期発見を図り、障害のある人の人権を守る「障害者虐待防止法」が施行されました。また、平成 25 年 4 月には、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」と言います。）として改正施行され、障害者の範囲に難病等が追加されました。同じ平成 25 年 4 月には、国や自治体による障害者就労施設等からの物品の調達などを推進する「障害者優先調達推進法」の施行、さらに同年 6 月には、障害を理由とする差別を禁止する「障害者差別解消法」が成立しています。

市では、これらの変化も踏まえ、平成 26、27 年度に『白井市障害福祉プラン』の改定作業を行い、平成 27 年 3 月に『白井市第 4 期障害福祉計画』を、また平成 28 年 3 月に『白井市障害者計画 2016-2025』をそれぞれ策定しました。

### (4) 『白井市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画』の策定

『白井市第 4 期障害福祉計画』が平成 29 年度で終了することから、市ではこのたび、『白井市第 5 期障害福祉計画』を新たに策定します。

また、平成 28 年 6 月の児童福祉法の改正により、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制を計画的に確保するため、市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられたことに伴い、『第 1 期障害児福祉計画』を併せて策定します。

本計画は、障害者総合支援法・児童福祉法の改正内容及び、国における近年の障がい福祉分野の動向を踏まえ、「計画の目標像」及び「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の基本的理念を実現するため、障がい者、障がい児の地域生活を支援するサービスの基盤整備等」についての目標を設定するとともに、それらのサービスの提供体制が計画的に確保されるようにすることを目的とします。

### (5) 『白井市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画』の策定

「白井市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」の計画期間が令和 3（2021）年度に終了したことから、法に基づく 3 年ごとの計画の見直しとして、新たに策定する計画になります。

本計画は、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 5 年度末までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに白井市の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としております。

今後はこの計画に沿った施策を展開し、障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくりを目指します。

## 近年の国における障害福祉施策等の動向（『白井市第 5 期障害福祉計画』策定以降）

○国の障害福祉施策における具体的な取組と主な検討事項は以下のとおりです。

- ・難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携。
- ・耳の聴こえない人と耳の聴こえる人とを、オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、即時双方向につなぐ、サービス電話リレーサービス。
- ・障害児入所施設改革（発達支援機能、自立支援機能、社会的養護機能、地域支援機能が、支援の現場で発揮されるよう、取組を強化。）
- ・雇用施策との連携による職場等における介助や通勤の支援を実施する重度障害者等就労支援特別事業。
- ・地域共生社会の実現に向けた農福連携推進。
- ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直し。
- ・相談支援の質の向上に向けた相談支援専門員の研修制度の見直し。
- ・精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し。
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築。
- ・障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直し。
- ・障害者手帳のカード化。
- ・就学前の障がい児の発達支援の無償化。
- ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進に寄与する読書バリアフリー法施行。
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行。
- ・ギャンブル等依存症対策基本法施行。

○平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定では、主に以下の内容項目についての報酬改定が行われました。

- ・障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援
- ・精神障害者の地域移行の推進
- ・就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進
- ・医療的ケア児への対応等
- ・障害福祉サービスの持続可能性の確保

## 2 計画の性格と位置づけ

### (1) 法令上の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条に規定する「市町村障害児福祉計画」であって、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」と言います。）に即して、「障害福祉サービス等」及び「障害児通所支援等」の提供体制の確保に係る目標や、サービスの必要量の見込みなどを策定するものです。

**※障害者総合支援法 第 88 条** 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

**※児童福祉法 第 33 条** 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ◇国の基本指針

国の基本指針は、市町村や都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするもので、次にあげる基本的な理念に配慮して計画を作成する必要があるとしています。

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ・ 障がい福祉人材の確保
- ・ 障がい者の社会参加を支える取組

また、国の基本指針は、令和 3 年 3 月、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の策定に向けて次のようなポイントでの見直しが行われました。

- ・ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ・ 依存症対策の推進
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 発達障害者支援の一層の充実、医療機関等の確保

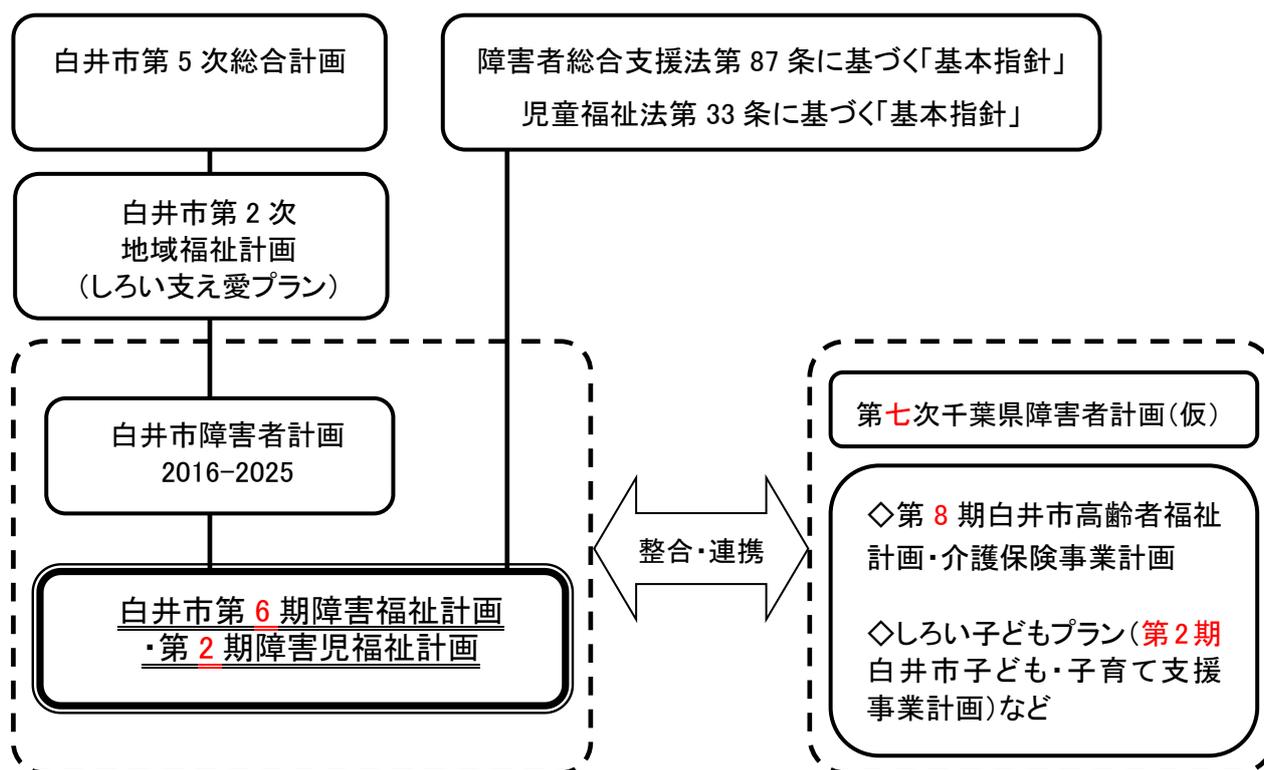
- ・障がい児の地域支援機能の強化
- ・障がい児入所施設の小規模化等の体制整備
- ・保育、保健医療、教育等の関係機関連携
- ・特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

## (2) 市の計画体系における位置づけ

本計画は『白井市第5次総合計画』及び健康・福祉分野の基幹計画である『白井市第2次地域福祉計画(しろい支え愛プラン)』を上位計画とする、事業レベルの個別計画であって、障がい福祉施策に関する基本的な計画である『白井市障害者計画』との緊密な連携のもとに推進していきます。

また、その他の個別計画や、国・県の関連計画等と整合・連携を確保します。

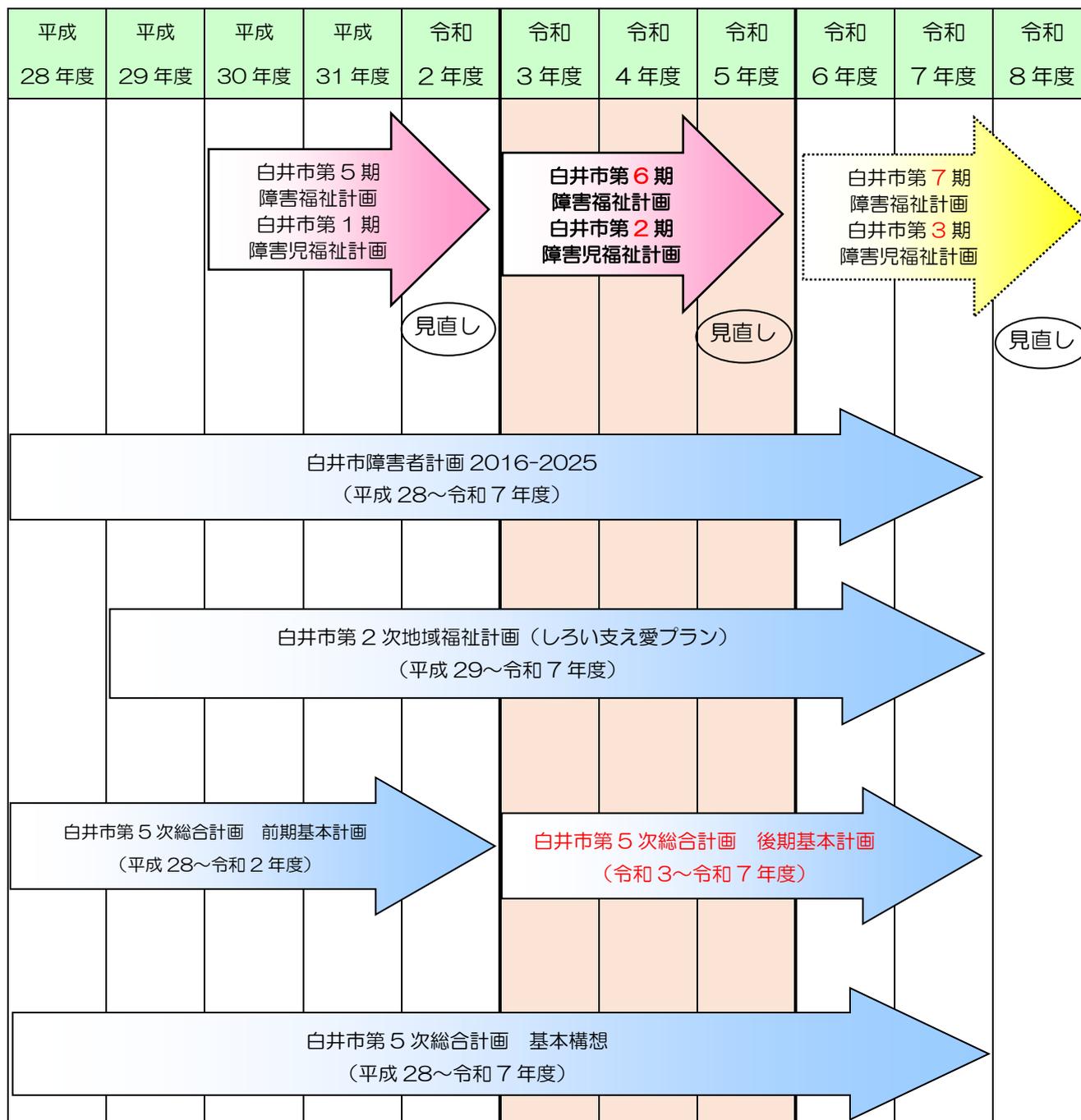
### ◇計画の体系図

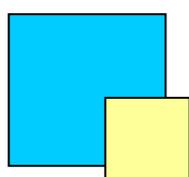


### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

また、第5章「計画の推進と進行管理」に基づいて評価を実施し、その結果を次期計画に反映させます。





## 第2章 障がいのある人・難病患者の現状等



# 1 障がいのある人・難病患者の状況

## (1) 手帳所持者数など

本市の平成 31 年度末における障害者手帳交付状況は、身体障害者手帳が 1,630 人で、総人口 63,336 人（住民基本台帳人口）に占める割合はおよそ 2.6%、療育手帳（知的障がい）は 382 人で総人口のおよそ 0.6%、精神障害者保健福祉手帳は 422 人で、総人口のおよそ 0.7%となっています。なお、本表にはありませんが、自立支援医療制度（精神通院）の利用者は 896 人で、総人口のおよそ 1.4%となっています。

### ■障がい者（児）数の推移 ～障害者手帳所持者数～

（単位：人）

平成 年度	総人口 （住民基 本台帳）	身体障害者手帳所持者						療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手 帳所持者
		総 数	視 覚 障 がい	聴 覚 等 障 がい	音 声 等 障 がい	肢 体 不 自 由	内 部 障 がい		
27	63,175	1,507	77	106	21	801	502	321	291
28	63,404	1,461	77	101	23	768	492	323	317
29	63,772	1,518	78	113	20	786	521	355	339
30	63,555	1,573	80	118	22	795	558	363	382
31	63,336	1,630	85	123	24	806	592	382	422

資料：白井市障害福祉課（各年度末現在）

### ■障がい者（児）数 ～等級・程度別内訳～

#### ●身体障害者手帳（単位：人）

級 別	人 数
1 級	573
2 級	232
3 級	234
4 級	420
5 級	77
6 級	94
合 計	1,630

#### ●療育手帳

（単位：人）

	軽度 (Bの2)	中度 (Bの1)	重度 (A・㊶)	合計
18歳未満	77	33	39	149
18歳以上	72	59	102	233
合 計	149	83	131	382

#### ●精神障害者保健福祉手帳（単位：人）

級 別	人 数
1 級	51
2 級	258
3 級	113
合 計	422

資料：白井市障害福祉課（平成 31 年度末現在）

## (2) 近年の障がい者（児）数の傾向

### ① 身体障がい

平成 31 年度末における身体障害者手帳の等級を見ると、1 級が 573 人で最も多く、1・2 級を合わせた重度者では 805 人となり、全体のほぼ半数を占めています。年齢別では、65 歳以上の方が 7 割近くを占めています。

### ② 知的障がい

平成 31 年度末における療育手帳所持者の合計 382 人中、18 歳未満が 149 人（約 39%）で、18 歳以上が 233 人（約 61%）となっています。手帳の程度では、軽度が 149 人（約 39%）で最も多くなっていますが、18 歳未満では、重度者の割合が平成 26 年度末と比べて約 5%上昇しています。

### ③ 精神障がい

平成 31 年度末における精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は 422 人で、26 年度末と比べて 171 人、約 1.7 倍増加しています。等級別の内訳では、2 級が 258 人（約 61%）を占めています。年代としては 20 歳以上 65 歳未満が多く、8 割以上を占めています。

## (3) 「難病等受給者証」所持者数の状況

本市が把握している、平成 30 年度末における難病等患者数は、特定医療費（指定難病）の受給者証所持者が 342 人で、総人口のおよそ 0.5%、また、小児慢性特定疾病医療費の受給者証所持者が 67 人で、総人口のおよそ 0.1%となっています。

特定医療費（指定難病）の受給者数は平成 28 年度以降漸減していますが、小児慢性特定疾病医療費の受給者数はほぼ横ばいとなっています。

### ■ 「難病等受給者証」所持者数

年度	総人口（人）	特定医療費（指定難病）（人）	小児慢性特定疾病医療費（人）
平成 26 年度	62,816	368	67
平成 27 年度	63,175	389	69
平成 28 年度	63,404	398	66
平成 29 年度	63,772	358	68
平成 30 年度	63,555	342	67

資料：白井市障害福祉課（各年度末現在）

#### (4) 「障害支援区分<sup>☆</sup>」認定の状況

障害支援区分別の障害福祉サービス等支給決定者数を見ると、いずれの年も「区分 6」の人が最も多く、合計としては毎年度増加している状況です。平成 31 年度においては、「区分 2」の増加率が一番高くなっています。

#### ■障害支援区分別支給決定者数の推移

(単位：人)

年度	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
平成 29 年度	5	16	21	25	21	39	127
平成 30 年度	5	15	32	27	19	41	139
平成 31 年度	3	24	37	27	20	46	157

資料：白井市障害福祉課（各年度末現在）

☆障害支援区分：障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、数字が大きくなるほど必要とされる支援の度合いが大きくなります。移動や動作、身の回りの世話や日常生活、意思疎通及び行動障害等に関連する項目からなる認定調査の結果及び医師の意見書等に基づき、一次判定（コンピュータ判定）、二次判定（市町村審査会）を通して決定されます。

## 2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の概要

### (1) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等について

障害福祉サービス等は、障害者総合支援法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病などによって日常生活に制限が生じ、介護や就労支援を必要とする人を主な支援対象として支給されるサービスです。

障害福祉サービス等は、「介護給付」と「訓練等給付」から成る「指定障害福祉サービス」と、「相談支援」及び「地域生活支援事業」で構成されています。

また、障害児通所支援等は、児童福祉法に基づき、障害のある児童や発達に心配がある児童を主な支援対象として支給されるサービスで、療育の提供や相談などの支援を行います。

支援対象者は、必要に応じて利用したいサービスを選び、市に支給の申請を行います。申請が認められ、必要な障害支援区分が認定されると、それに基づきサービスの支給量が決定されます。支給決定後、利用者は事業者と契約を結び、サービスの利用を開始することができます。

サービスの大枠の概要は以下のとおりです。なお、個々のサービスの説明及びサービス全体の体系図については、第4章に記載しています。

#### ① 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、その性質によって上記の2区分に分けられますが、提供の形態によっては「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」及び「居住系サービス」の3つに大別されます。

訪問系サービスは、介護給付のうち、ホームヘルパーが自宅等を訪問するなどして提供されるサービスです。自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う「居宅介護」や、視覚障害のため移動に著しい困難を有する人に必要な情報提供や移動の援護等を行う「同行援護」などがあります。

日中活動系サービスは、施設等で昼間に提供されるサービスです。このうち介護給付としては、介護とともに創作的活動や生産活動の機会を提供する「生活介護」などがあります。また、訓練等給付としては、自立した生活に向けて一定期間身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」や、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供する「就労継続支援（A型・B型）」などがあります。

居住系サービスは、施設等で夜間に提供されるサービスです。共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」などがあります。

## ② 相談支援

相談支援は、障害福祉サービス等の支給申請に当たり必要となる「サービス等利用計画案」の作成や支給決定後の事業者との連絡調整等を行う「計画相談支援」及び地域生活への移行や定着を支援する「地域移行支援」、「地域定着支援」を行います。

## ③ 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村が主体となり、利用量などの具体的な内容を利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスです。必須事業と任意事業に分かれており、必須事業としては、聴覚その他の障がいのため意思疎通に支障がある人に手話通訳・要約筆記者の派遣等を行う「意思疎通支援」や、屋外での移動が困難な障がいのある人の外出を支援する「移動支援」などがあります。また、任意事業としては、本市では、サービス提供事業所などで日中活動の場の提供等を行う「日中一時支援事業」等を展開しています。

## ④ 障害児通所支援等

障害児通所支援等は、18歳未満の障がいのある子どもを対象としており、通所利用で児童に療育の場を提供する「児童発達支援」や、学校に就学している障がい児の放課後や休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供する「放課後等デイサービス」などの市町村が実施主体となっている「障害児通所支援」、障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者の意向などを踏まえて、障害児支援利用計画の作成等を行う「障害児相談支援」、保育所等通い先の施設等を専門員が訪問し、障がいのある子ども及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行う「保育所等訪問支援」があり、そのほかに、都道府県が実施主体となっている「障害児入所支援」があります。

### 3 「第5期障害福祉計画」・「第1期障害児福祉計画」の達成状況

#### (1) 成果目標の達成状況

##### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数	数値
【目標値】	3人
【令和2年度末実績見込み】	0人
達成率 (%)	0%

福祉施設入所者削減数	数値
【目標値】	1人
【令和2年度末実績見込み】	0人
達成率 (%)	0%

平成30年度、平成31年度ともに地域生活移行の実績がありませんでしたので、計画期間内の達成は難しい見込みです。(暫定：平成31年度末数値)

##### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場	数値
【目標値】	設置
【令和2年度末実績見込み】	未設置
達成状況	未達成

具体的な目途が立っていないことから、計画期間内に達成は難しい見込みです。(暫定：平成31年度末数値)

③ 地域生活支援拠点<sup>☆</sup>等の整備

☆地域生活支援拠点:居住支援機能と地域支援機能の一体的整備推進を目的に整備される拠点で、地域内で相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、人材の確保・養成等の機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加したものとされています。

地域生活支援拠点等の整備	数 値
【目標値】	1 か所
【令和 2 年度末実績見込み】	1 か所
達成状況	達成

平成 31 年度に 1 か所設置完了のため、計画期間内に達成できる見込みです。

## ④ 福祉施設から一般就労への移行

令和2年度の年間一般就労者数 (就労移行支援事業等を通じて、同年中に福祉施設利用から一般就労に移行した人)	数値
【目標値】	14人
【実績見込み】	15人
達成率(%)	107%

年間一般就労者数は、ここでは、障害福祉サービスの通所等利用（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、施設入所支援）から一般就労に移行した人の数としているが、平成30年度、平成31年度ともに目標値を達成しているため、令和2年度も目標を達成できる見込みです。（暫定：平成31年度末数値）

令和2年度末の就労移行支援事業利用者数	数値
【目標値】	20人
【実績見込み】	23人
達成率(%)	115%

就労移行支援事業利用者数は、平成30年度、平成31年度ともに目標値を達成しているため、令和2年度も目標を達成できる見込みです。（暫定：平成31年度末数値）

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所（市内）の割合	数値
【目標値】	50%
【実績見込み】	100%
達成率(%)	200%

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合については、年度当初時点における事業所ごとの支給決定者数に対する、同事業所から年度内に一般就労した人の割合を就労移行率とし、それが3割以上となった事業所の割合を示す。平成30年度、平成31年度ともに目標値を達成しているため、令和2年度も目標を達成できる見込みです。（暫定：平成31年度末数値）

就労定着支援の開始から 1 年後の職場定着率	数値
【目標値】	80%
【実績見込み】	71.4%
達成率 (%)	89%

就労定着支援の開始から 1 年後の職場定着率については、前年度実績の見込みでは、目標値の達成は難しい見込みです。(暫定：平成 31 年度末数値)

## ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター設置数	数 値
【目標値】	1 か所
【令和 2 年度末実績見込み】	0 か所
達成状況	未達成

令和 4 年度に「白井市児童発達支援センター」を「指定事業所」から「児童発達支援センター」に変更する予定で協議しておりますので、計画期間内の目標値達成は難しい見込みです。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	数 値
【目標値】	実施
【令和 2 年度末実績見込み】	未実施
達成状況	未達成

「児童発達支援センター」設置に合わせて、サービス開始予定となっておりますので、計画期間内の目標値達成は難しい見込みです。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	数 値
【目標値】	1 か所
【令和 2 年度末実績見込み】	0 か所
達成状況	未達成

具体的な目途が立っていないことから、計画期間内に達成は難しい見込みです。

主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	数 値
【目標値】	1 か所
【令和 2 年度末実績見込み】	0 か所
達成状況	未達成

具体的な目途が立っていないことから、計画期間内に達成は難しい見込みです。

医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	数 値
【目標値】	設置
【令和 2 年度末実績見込み】	未設置
達成状況	未達成

具体的な目途が立っていないことから、計画期間内に達成は難しい見込みです。

## (2) 指定障害福祉サービス・相談支援の計画値（見込み量）と実績値

## ◇訪問系サービス

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護（時間/月）	-	-	-	-
重度訪問介護（時間/月）	-	-	-	-
同行援護（時間/月）	-	-	-	-
行動援護（時間/月）	-	-	-	-
重度障害者等包括支援 （時間/月）	-	-	-	-
合計時間数（時間/月）	2,538	2561.6	2,646	2594.0
見込比（%）	100.9		98.0	

## 概 括

訪問系サービスでは、平成 30 年度実績値は、計画値を上回っておりますが、一部のサービスで平成 31 年度から利用時間数が減少したため、実績値が計画値を下回っています。

## ◇日中活動系サービス

## ① 生活介護

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	1,520	1,415.4	1,558	1,496.3
見込比（%）	93.1		96.0	

## ② 自立訓練（機能訓練）

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	12	6.5	18	36.6
見込比（%）	54.2		203.3	

## ③ 自立訓練（生活訓練）

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	153	112.5	153	102.2
見込比（%）	73.5		66.8	

## ④ 就労移行支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	270	274.2	285	455.4
見込比（%）	101.6		159.8	

## ⑤ 就労継続支援（A型）

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	204	271.7	238	362.5
見込比（%）	133.2		152.3	

## ⑥ 就労継続支援（B型）

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	880	842.1	880	891.8
見込比（%）	95.7		101.3	

## ⑦ 就労定着支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	12	3.2	12	5.8
見込比（%）	26.7		48.3	

## ⑧ 療養介護

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	1	1.0	1	1.0
見込比（%）	100.0		100.0	

## ⑨ 短期入所（ショートステイ）

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	45	49.3	45	40.5
見込比（%）	109.6		90.0	

## 概 括

「生活介護」は、実績値が計画値を平成 30 年度、平成 31 年度ともに下回っています。「自立訓練（機能訓練）」は、平成 30 年度に実績値が計画値を大幅に下回っていますが、平成 31 年度の計画値を大幅に上回る実績値となりました。

「自立訓練（生活訓練）」は、実績値が計画値を平成 30 年度、平成 31 年度ともに下回っています。

「就労移行支援」及び「就労継続支援（A型）」は実績値が計画値を平成 30 年度、平成 31 年度ともに上回っています。

「就労継続支援（B型）」は平成 30 年度に実績値が計画値を下回っていますが、平成 31 年度実績値は、計画値を上回っています。

「就労定着支援」は実績値が計画値を平成 30 年度、平成 31 年度ともに大幅に下回っています。

「療養介護」は、平成 30 年度、平成 31 年度実績ともに、計画値どおりです。

「短期入所」（ショートステイ）は、平成 30 年度に実績値が計画値を上回っていますが、平成 31 年度実績値は、計画値を下回っています。

## ◇居住系サービス

## ① 自立生活援助

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	1	0	1	0
見込比（%）	0		0	

## ② 共同生活援助（グループホーム）

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	28	32.1	29	41.5
見込比（%）	114.6		143.1	

## ③ 施設入所支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	24	23.0	24	24.9
見込比（%）	95.8		103.8	

## 概 括

「自立生活援助」は、平成 30 年度、平成 31 年度ともに実績がありませんでした。

「共同生活援助（グループホーム）」は、平成 30 年度、平成 31 年度ともに実績値が計画値を上回りました。

「施設入所支援」は、平成 30 年度に実績値が計画値を下回っていますが、平成 31 年度実績値は、計画値を上回っています。

## ◇相談支援

## ① 計画相談支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	19	38.7	21	53.5
見込比（%）	203.7		254.8	

## ② 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

〈地域移行支援〉	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	2	0.3	2	0
見込比（%）	15.0		0	
〈地域定着支援〉	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	1	0.5	1	0
見込比（%）	50.0		0	

## 概 括

「地域相談支援」（地域移行支援・地域定着支援）では、実績値が計画値を平成 30 年度は下回っています。平成 31 年度においては、両事業ともに実績がありませんでした。

## (3) 障害児通所支援等の計画値（見込み量）と実績値

## ◇障害児通所支援

## ① 児童発達支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	562	600.3	585	613.2
見込比（%）	106.8		104.8	

## ② 医療型児童発達支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	0	0	0	0
見込比（%）	—		—	

## ③ 放課後等デイサービス

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	1,131	1,071.3	1,248	1,147.8
見込比（%）	94.7		92.0	

## ④ 居宅訪問型児童発達支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	0	0	0	0
見込比（%）	—		—	

## ⑤ 保育所等訪問支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	0	0	0	0.1
見込比（%）	—		—	

## 概 括

「児童発達支援」は、実績値が計画値を平成 30 年度、平成 31 年度ともに上回っています。

「医療型児童発達支援」は、平成 30 年度、平成 31 年度ともに実績がありませんでした。

「放課後等デイサービス」は、実績値が計画値を平成 30 年度、平成 31 年度ともに下回っています。

「居宅訪問型児童発達支援」は、平成 30 年度、平成 31 年度ともに実績がありませんでした。

「保育所等訪問支援」は、平成 30 年度は実績がありませんでしたが、平成 31 年度は、1 人利用者がいました。

## ◇相談支援

## ① 障害児相談支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	11	18.1	13	23.5
見込比（%）	164.5		180.8	

## 概 括

「障害児相談支援」は、実績値が計画値を平成 30 年度、平成 31 年度ともに大幅に上回っています。

## ◇医療的ケア児に対する支援

## ① 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
配置数（人）	0	0	0	0
見込比（%）	—		—	

## 概 括

「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」は、平成 30 年度、平成 31 年度ともに実績がありませんでした。

## ◇障がい児受け入れ

## ① 子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ

事業所名 延べ人数（人/月）	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
保育所	23	35	23	35
認定こども園	2	1	2	1
幼稚園	6	37	8	66
放課後児童健全育成事業	7	18	7	33
事業所内保育	2	0	2	0
その他（小規模保育所等）	0	0	1	0
合計	40	91	43	135
見込比（%）	227.5		314.0	

## 概 括

「子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ」は、実績値が計画値を平成 30 年度、平成 31 年度ともに大幅に上回っています。

## (4) 地域生活支援事業の計画値（見込み量）と実績値

## ◇必須事業

## ① 理解促進研修・啓発事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	有	有	有	有
見込比 (%)	—		—	

## ② 自発的活動支援事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	無	無	有	無
見込比 (%)	—		—	

## ③ 相談支援事業

障害者相談支援事業	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
設置数（箇所）	2	2	2	2
見込比 (%)	100.0		100.0	
・基幹相談支援センター（有無）	無	無	無	無
見込比 (%)	—		—	
基幹相談支援センター等 機能強化事業	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	無	有	無	有
見込比 (%)	—		—	
住宅入居等支援事業	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	無	無	無	無
見込比 (%)	—		—	

## ④ 成年後見制度利用支援事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数 (人/年)	3	3	3	3
見込比 (%)	100.0		100.0	

## ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	無	無	無	無
見込比 (%)	—		—	

## ⑥ 意思疎通支援事業

手話通訳者設置事業	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
設置実人数 (人/年)	0	0	0	0
見込比 (%)	—		—	
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数 (人/年)	5 (2 サービス合計)	6	5 (2 サービス合計)	3
見込比 (%)	120.0		60.0	

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具				
給付等件数 (件/年)	4	1	4	0
見込比 (%)	25.0		0.0	
自立生活支援用具				
給付等件数 (件/年)	12	5	12	4
見込比 (%)	41.7		33.3	
在宅療養等支援用具				
給付等件数 (件/年)	3	5	3	4
見込比 (%)	166.7		133.3	
情報・意思疎通支援用具				
給付等件数 (件/年)	20	17	20	6
見込比 (%)	85.0		30.0	
排せつ管理支援用具				
給付等件数 (件/年)	862	1009	888	1138
見込比 (%)	117.1		128.2	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)				
給付等件数 (件/年)	2	3	2	2
見込比 (%)	150.0		100.0	

## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
修了実人数 (人/年)	2	8	2	9
見込比 (%)	400.0		450.0	

## ⑨ 移動支援事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	58	65	58	69
見込比（%）	112.1		119.1	
延べ利用時間（時間/年）	7843	7634	7843	7799
見込比（%）	97.3		99.4	

## ⑩ 地域活動支援センター

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
市内設置数（箇所）	1	1	1	1
見込比（%）	100.0		100.0	
利用実人数（人/年）	66	64	68	59
見込比（%）	97.0		86.8	
他市町村利用箇所数（箇所）	4	3	4	2
見込比（%）	75.0		50.0	
利用実人数（人/年）	24	24	26	16
見込比（%）	100.0		61.5	

## 概 括

「手話通訳者派遣事業」は、平成 30 年度、平成 31 年度ともに実績がありませんでした。

「要約筆記者派遣事業」は、平成 30 年度に実績値が計画値を上回っていますが、平成 31 年度実績値は、計画値を下回っています。

「日常生活用具給付等事業」合計値は、実績値が計画値を平成 30 年度、平成 31 年度ともに上回っています。

「手話奉仕員養成研修事業」は、実績値が計画値を平成 30 年度、平成 31 年度ともに大幅に上回っています。

「移動支援事業」は、実績値が計画値を平成 30 年度、平成 31 年度ともに下回っています。

「地域活動支援センター」市内市外合計利用人数は、実績値が計画値を平成 30 年度、平成 31 年度ともに上回っています。

## ◇任意事業

## ① 日中一時支援事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ利用人数（人/月）	43	53	46	57
見込比（%）	123.3		123.9	

## ② 訪問入浴サービス事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	2	3.4	2	3.4
見込比（%）	170.0		170.0	

## ③ 自動車運転免許取得費補助事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	1	1	1	0
見込比（%）	100.0		—	

## ④ 自動車改造費補助事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	2	0	2	2
見込比（%）	—		100.0	

## 概 括

「日中一時支援事業」は、実績値が計画値を平成 30 年度、平成 31 年度ともに上回っています。

「訪問入浴サービス事業」は、実績値が計画値を平成 30 年度、平成 31 年度ともに大幅に上回っています。

「自動車運転免許取得費補助事業」は、平成 30 年度実績値は、計画値どおりでした。平成 31 年度は、実績がありませんでした。

「自動車改造費補助事業」は、平成 30 年度は実績がありませんでした。平成 31 年度実績値は、計画値どおりでした。

## 4 アンケート・ヒアリング調査結果の要点

### (1) 「白井市障害福祉計画、障害児福祉計画の改定に向けたアンケート調査★」

本計画の策定に先立って、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者の市民及び障害者手帳を取得していない市民の方々を対象に、アンケート調査を実施しました。その調査の概要は次のとおりです。

#### ◇調査の目的

- ・指定障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等のそれぞれについて、種類ごとのニーズを把握すること
- ・より効果的・効率的な障害福祉サービスの実施に向け、利用者等の意見を把握すること

#### ◇調査実施概要

区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障害者手帳を取得していない市民	通算
(1) 対象者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	無作為抽出	3,067人
(2) 対象者数	1,444人	329人	394人	900人	
(3) 抽出方法	全数調査	全数調査	全数調査	住民基本台帳からの無作為抽出	
(4) 調査方法	郵送による配付、回収				
(5) 実施時期	令和2年1月10日～1月31日				
(6) 回収結果					
・有効回収数	938通	188通	196通	388通	1,710通
・有効回収率	65.0%	57.1%	49.7%	43.1%	55.8%

## ◇調査結果

以下に、調査結果からみた障がいのある人の福祉サービスについての要望、障がいのない人からの意見等についての要点をまとめて示します。

## ① 福祉サービスについて困っていること、心配なこと（身体・知的・精神障がい者）

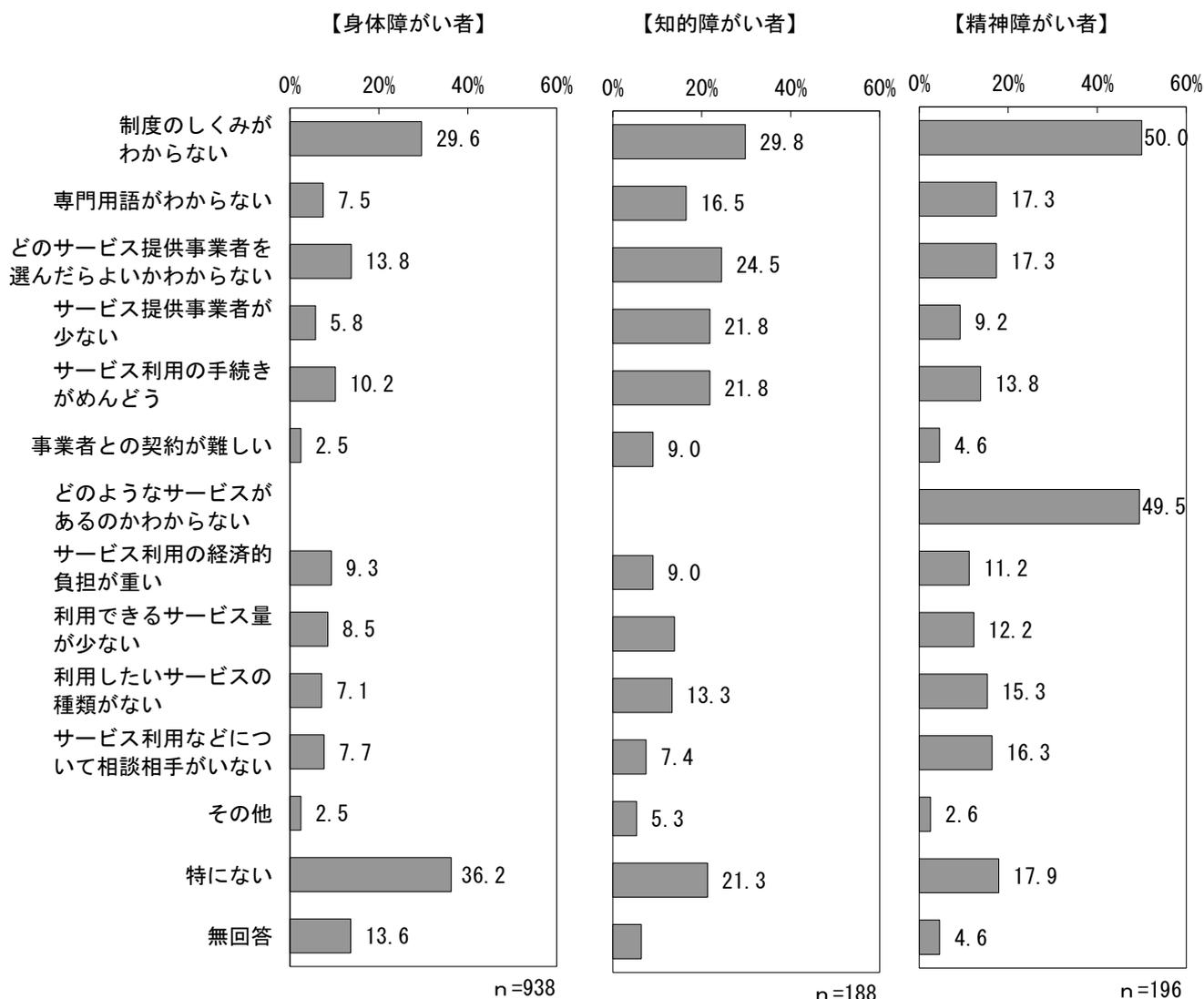
（＊複数回答）

市が行っている障がいのある人のための福祉サービスについて、困っていることや心配なことについては、身体障がい者では、「特にない」が36.2%と最も多く、次いで、「制度のしくみがわからない」が29.6%、「どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない」が13.8%となっています。

知的障がい者では、「制度のしくみがわからない」が29.8%と最も多く、次いで、「どのサービス提供事業者を選んだら、よいかわからない」が24.5%、「サービス提供事業者が少ない」「サービス利用の手続きがめんどろ」がともに21.8%となっています。

精神障がい者では、「制度のしくみがわからない」が50.0%と最も多く、次いで、「どのようなサービスがあるのかわからない」が49.5%となっています。

利用者にとって障害福祉サービスが複雑なものになっていることが伺えます。



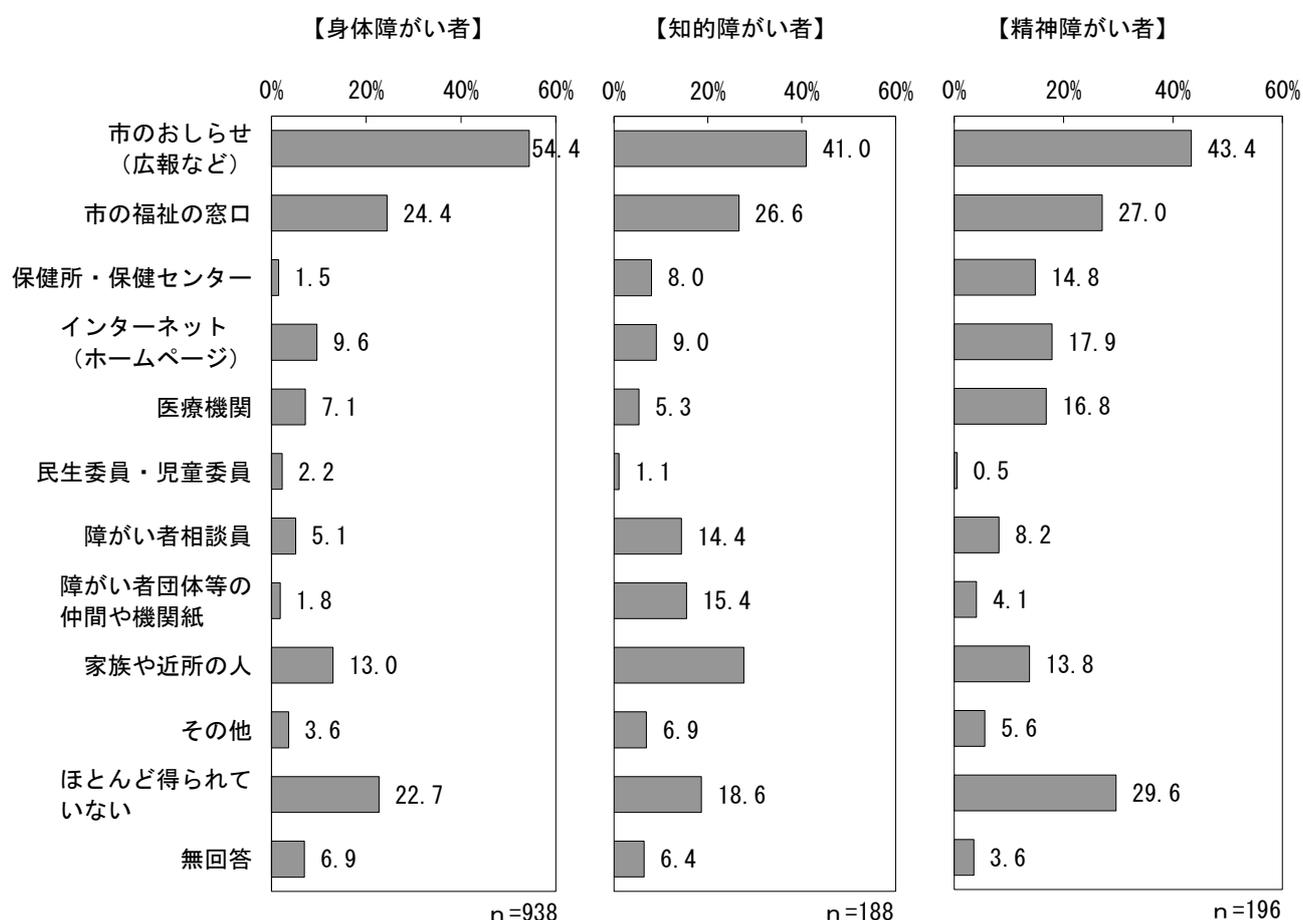
## ② 市が行っている障がい者に対するサービスや施策についての情報の入手先

市が行っている障がい者に対するサービスや施策についての情報を入手する先は、身体障がい者では、「市のおしらせ（広報など）」が 54.4%と最も多く、次いで、「市の福祉の窓口」が 24.4%、「家族や近所の人」が 13.0%となっています。また、「ほとんど得られていない」と回答した人が 22.7%となっています。

知的障がい者では、「市のおしらせ（広報など）」が 41.0%と最も多く、次いで、「家族や近所の人」が 27.7%、「市の福祉の窓口」が 26.6%となっています。また、「ほとんど得られていない」と回答した人の割合が 18.6%となっています。

精神障がい者では、「市のおしらせ（広報など）」が 43.4%と最も多く、次いで、「市の福祉の窓口」が 27.0%、「インターネット（ホームページ）」が 17.9%となっています。

なお、「ほとんど得られていない」と回答した人の割合が 29.6%となっています。

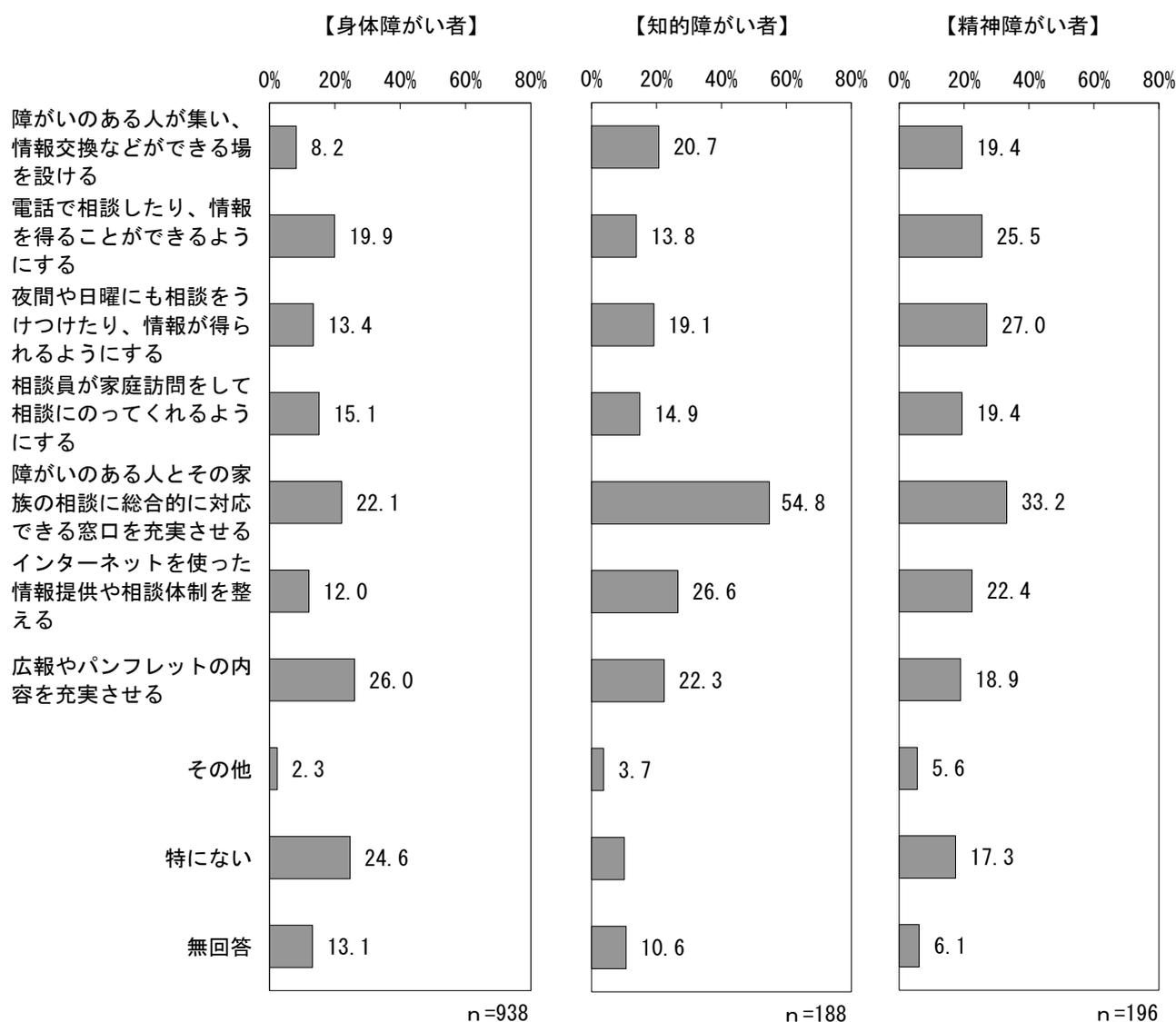


### ③ 日常生活上での相談や福祉サービスの情報提供などについての改善点

相談や福祉サービスの情報提供などで改善が必要な点については、身体障がい者では、「広報やパンフレットの内容を充実させる」が 26.0%と最も多く、次いで、「特にない」が 24.6%、「障がいのある人とその家族の相談に総合的に対応できる窓口を充実させる」が 22.1%となっています。

知的障がい者では、「障がいのある人とその家族の相談に総合的に対応できる窓口を充実させる」が 54.8%と最も多く、次いで、「インターネットを使った情報提供や相談体制を整える」が 26.6%、「広報やパンフレットの内容を充実させる」が 22.3%となっています。

精神障がい者では、「障がいのある人とその家族の相談に総合的に対応できる窓口を充実させる」が 33.2%と最も多く、次いで、「夜間や日曜にも相談をうけつれたり、情報が得られるようにする」が 27.0%、「電話で相談したり、情報を得ることができるようにする」が 25.5%となっています。



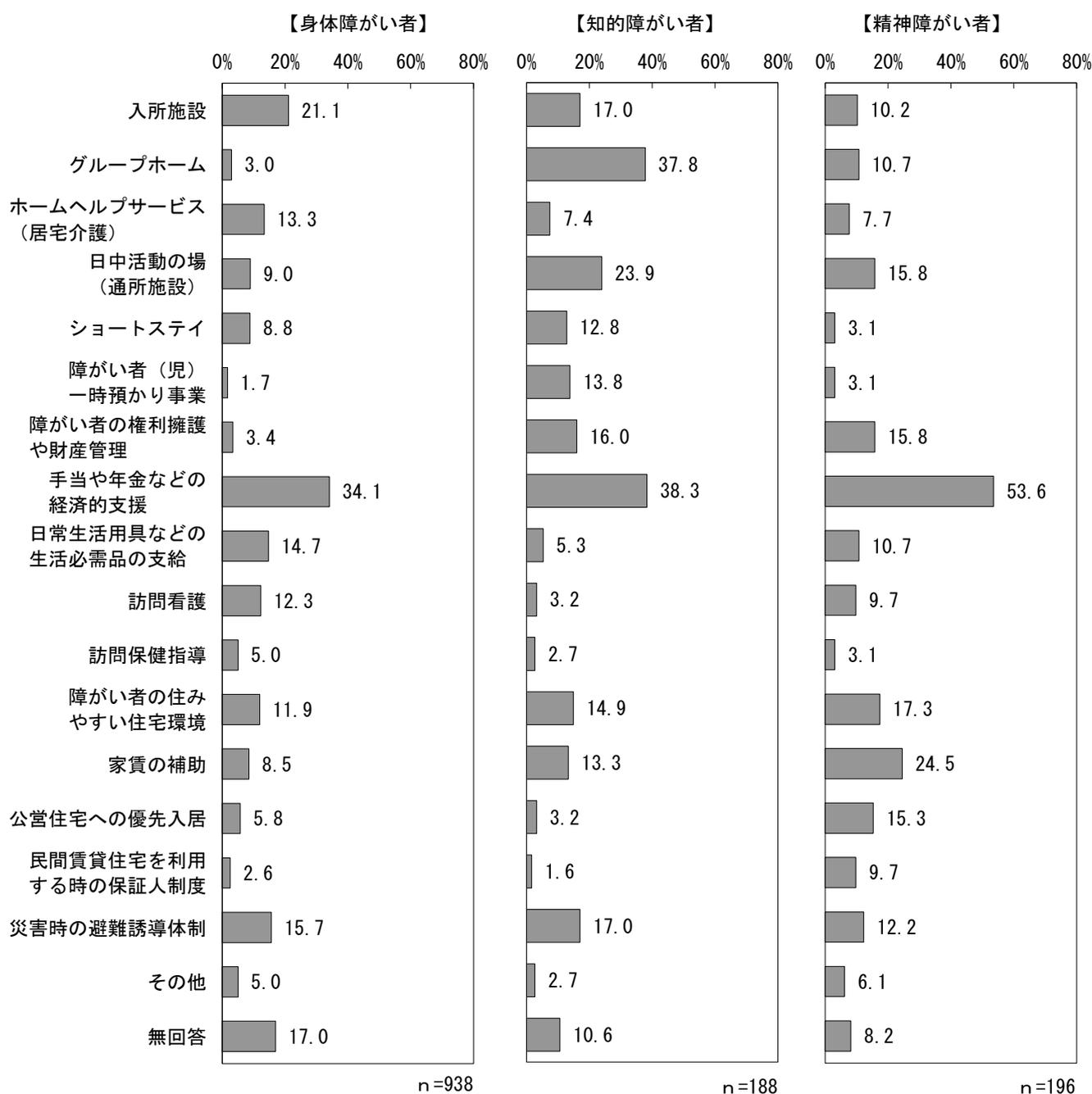
## ④ 地域で自立して暮らしていくために、特に力を入れてほしいもの

## 生活全般

生活全般に関して特に力を入れてほしいものについては、身体障がい者では、「手当や年金などの経済的支援」が34.1%と最も多く、次いで、「入所施設」が21.1%、「災害時の避難誘導體制」が15.7%となっています。

知的障がい者では、「手当や年金などの経済的支援」が38.3%と最も多く、次いで、「グループホーム」が37.8%、「日中活動の場（通所施設）」が23.9%となっています。

精神障がい者では、「手当や年金などの経済的支援」が53.6%と最も多く、次いで、「家賃の補助」が24.5%、「障がい者の住みやすい住宅環境」が17.3%となっています。

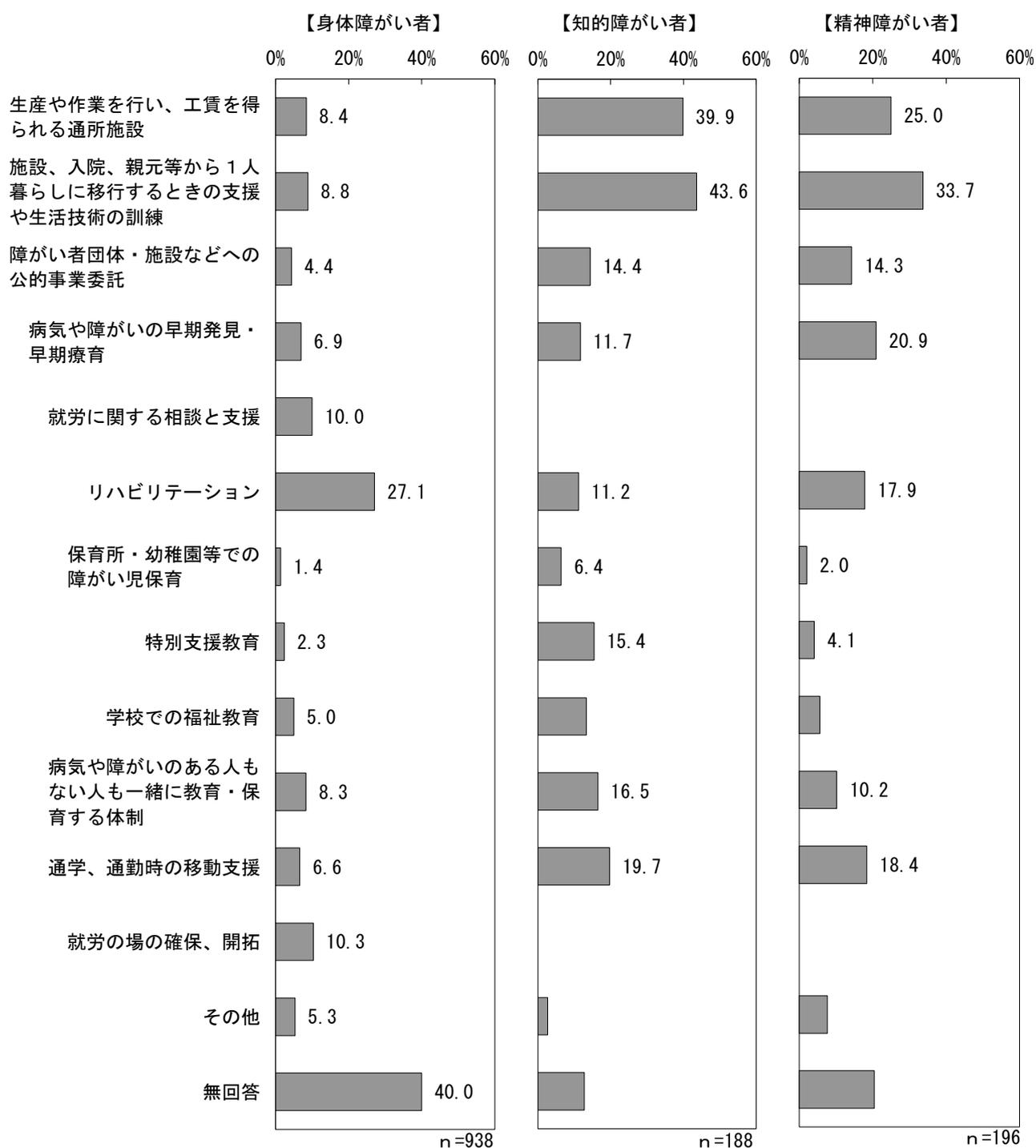


## 就労・訓練・教育

就労・訓練・教育に関して特に力を入れてほしいものについては、身体障がい者では、「リハビリテーション」が27.1%と最も多く、次いで、「就労の場の確保、開拓」が10.3%、「就労に関する相談と支援」が10.0%となっています。

知的障がい者では、「施設、入院、親元等から1人暮らしに移行するときの支援や生活技術の訓練」が43.6%と最も多く、次いで、「生産や作業を行い、工賃を得られる通所施設」が39.9%、「通学、通勤時の移動支援」が19.7%となっています。

精神障がい者では、「施設、入院、親元等から1人暮らしに移行するときの支援や生活技術の訓練」が33.7%と最も多く、次いで、「生産や作業を行い、工賃を得られる通所施設」が25.0%、「病気や障がいの早期発見・早期療育」が20.9%となっています。

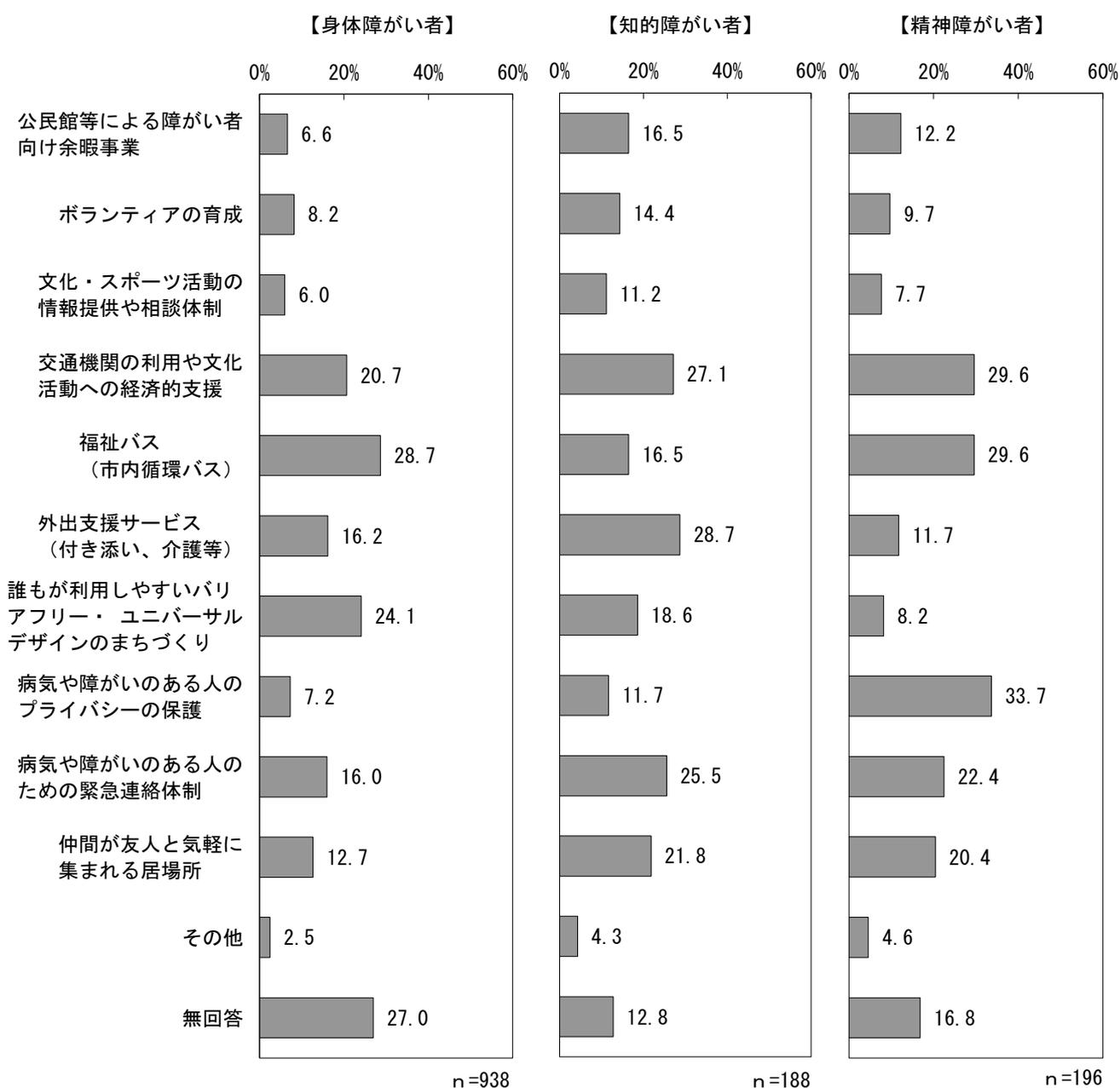


## 社会的活動

社会的活動に関して特に力を入れてほしいものについては、身体障がい者では、「福祉バス（市内循環バス）」が28.7%と最も多く、次いで、「誰もが利用しやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり」が24.1%、「交通機関の利用や文化活動への経済的支援」が20.7%となっています。

知的障がい者では、「外出支援サービス（付き添い、介護等）」が28.7%と最も多く、次いで、「交通機関の利用や文化活動への経済的支援」が27.1%、「障がいのある人のための緊急連絡体制」がともに25.5%となっています。

精神障がい者では、「障がいのある人のプライバシーの保護」が33.7%と最も多く、次いで、「交通機関の利用や文化活動への経済的支援」「福祉バス（市内循環バス）」がともに29.6%となっています。

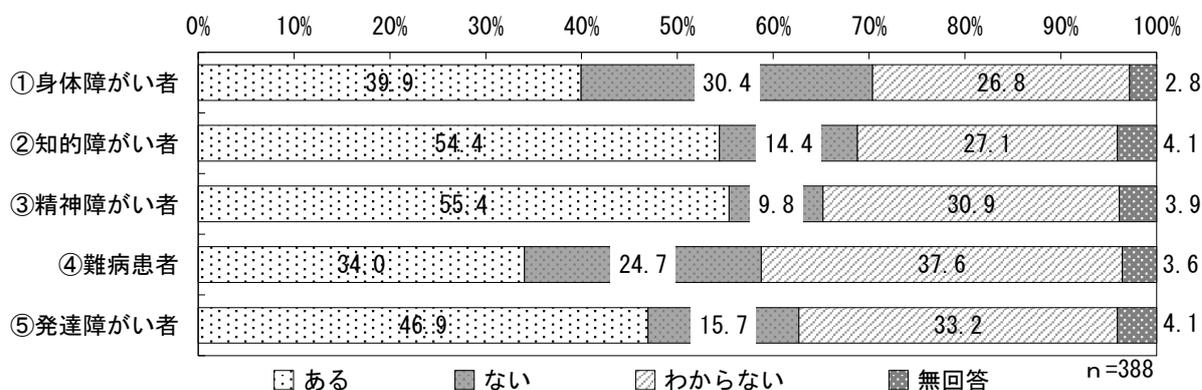


⑤ 地域社会における障がいのある人への差別・偏見

障がいのある人に対する差別・偏見が「ある」と回答した人は、精神障がい者に対してが55.4%と最も多く、次いで、知的障がい者に対してが54.4%となっています。

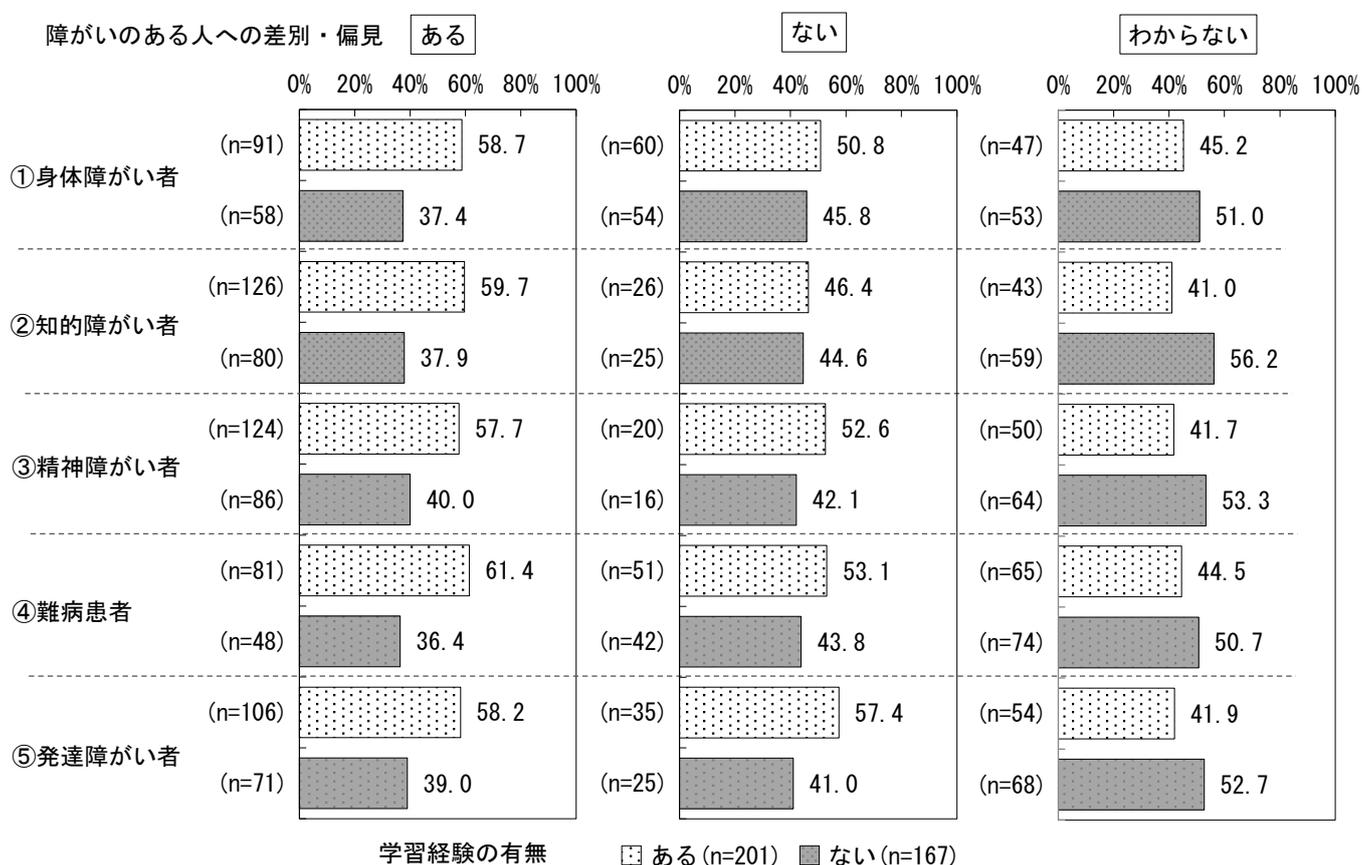
なお、いずれの障がい者に対しても「わからない」と回答した人が3割前後となっています。

【障害者手帳を所持しない市民】



○学習経験の有無別の、地域社会の中の障がいのある人への差別・偏見の認識

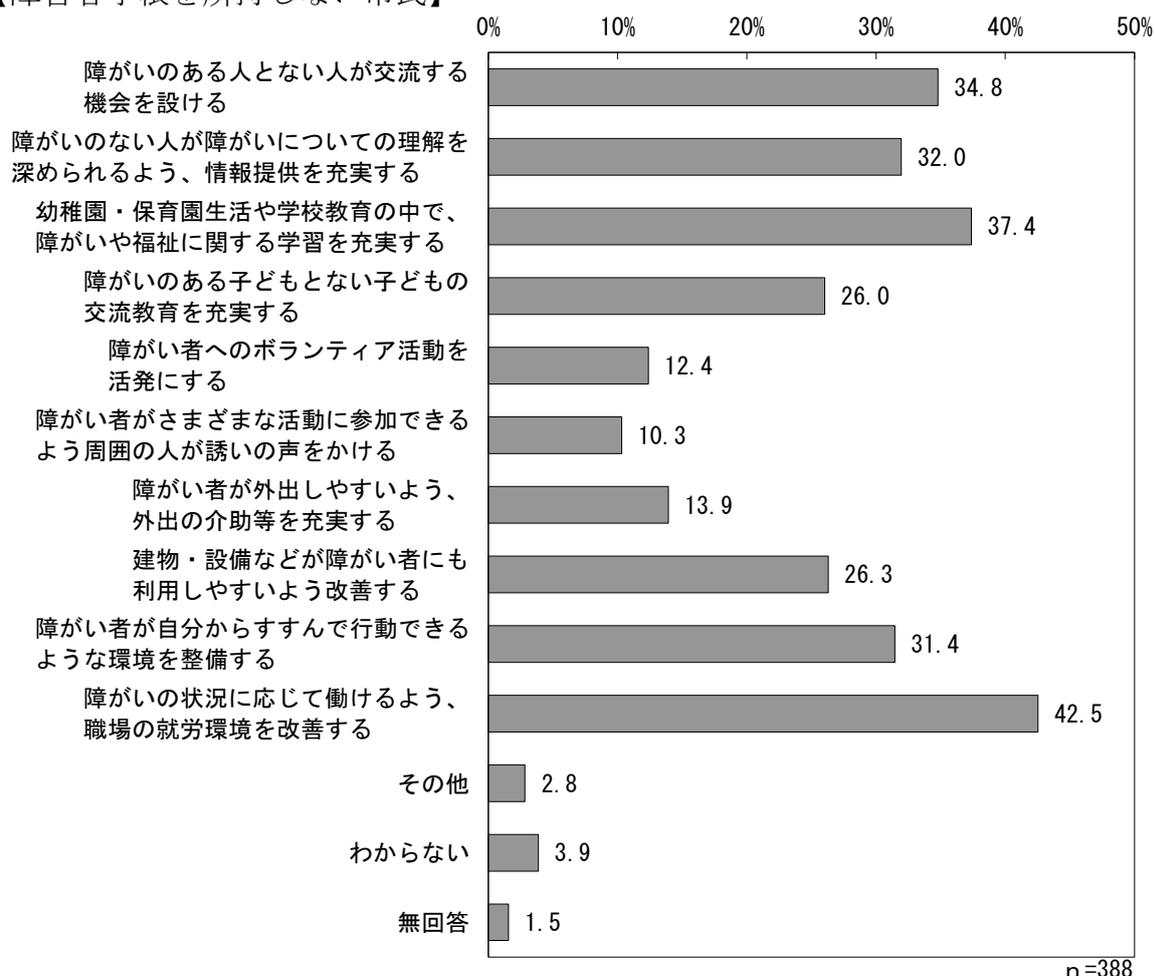
障がいあるいは障がいのある人への対応を学んだ経験がある人では、学んだ経験がない人と比較して、障がい者のある人への差別・偏見が「ある」と回答した人が多くなっています。また、障がい者への差別・偏見があるかどうか「わからない」と回答した人は、学んだ経験がない人の方が多くなっています。



## ⑥ 障がいのある人とない人がお互いに理解し合い、共に生きる社会をつくるために必要なこと

障がいのある人とない人がお互いに理解し合い、共に生きる社会をつくっていくために必要だと思うことについては、「障がいの状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する」が 42.5%と最も多く、次いで、「幼稚園・保育園生活や学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する」が 37.4%となっています。

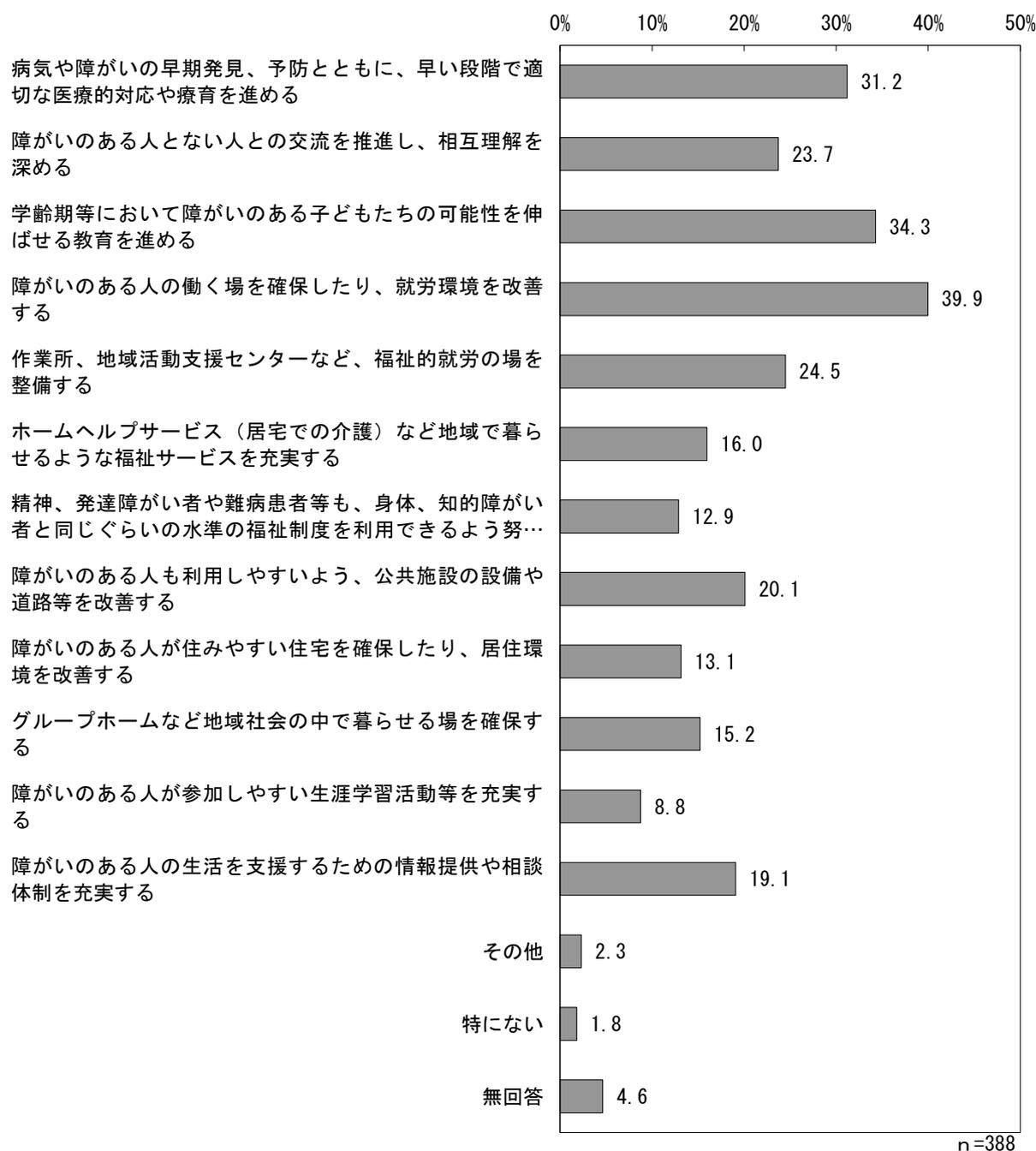
### 【障害者手帳を所持しない市民】



## ⑦ 障がいのある人のために、特に力を入れる必要があると思う施策

市としてこれから、障がいのある人のために力を入れる必要がある施策については、「障がいのある人の働く場を確保したり、就労環境を改善する」が39.9%と最も多く、次いで、「学齢期等において障がいのある子どもたちの可能性を伸ばせる教育を進める」が34.3%となっています。

## 【障害者手帳を所持しない市民】



## ⑧ 自由記入欄に寄せられた意見（障害福祉サービス等に関するもの）

自由記入欄に寄せられたご意見のうちで、障害者手帳所持者に共通して多かったのは「サービス・施設の情報がわからない」「気軽に相談できる障がい者の総合窓口を設置してほしい、手続きの簡略化」「経済的な支援を充実させてほしい」「交通が不便、バスや送迎を充実させてほしい」等でした。

知的、精神障がい者手帳所持者に共通して多かったご意見は、「グループホーム、短期入所の施設を市内にもっと増やしてほしい」でした。精神障がい者手帳所持者に共通して多かったご意見は、「プライバシー保護の徹底、障がい者と知られたくない」等でした。障がい者手帳を所持しない市民に多かった意見は、「道幅や段差等のバリアフリー化が必要」「障がいに触れる機会、幼少期からの障がい教育の充実」等がありました。

## 自由記入回答中のご意見（※上位のものを抜粋）

身体障がい者（累計回答数 211 件）	件数
福祉サービスについて	42
相談体制及び情報収集・提供について	38
移動・交通手段について	28

知的障がい者（累計回答数 78 件）	件数
福祉サービスについて	15
施設・グループホームについて	13
教育について	9

精神障がい者（累計回答数 70 件）	件数
福祉サービスについて	19
相談体制及び情報収集・提供について	19
アンケートについて	6

障害者手帳を所持しない市民（累計回答数 107 件）	件数
ボランティア活動・社会参加・集会について	17
障がい者教育について	16
障がい者施策の啓発広報活動について	14

難病患者（累計回答数 30 件）	件数
経済的支援（難病見舞金制度の復活等）	5

## (2) 団体等ヒアリング調査

本計画の策定に先立って、市内の障がい者関係団体及び計画相談支援事業者を対象にヒアリング調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

### ◇調査の目的

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービスの利用の状況やご意見など、アンケート調査では取得しにくい定性的な情報を収集すること。

### ◇調査実施概要

区分	障がい者関係団体						計画相談支援事業者	
	白井市視覚障害者白井あゆみの会	白井市身体障害者友の会「にこにこ」	白井市聴覚障害者協会(友の会)	いちごの会	白井市手をつなぐ育成会	しらゆりの会	座ぐり(社会福祉法人フラット)	アサンテ(特定非営利活動法人ぼれぼれ・ちば)
対象者	白井市視覚障害者 白井あゆみの会	白井市身体障害者 友の会「にこにこ」	白井市聴覚障害者 協会(友の会)	いちごの 会	白井市手をつなぐ育 成会	しらゆりの 会	座ぐり(社 会福祉法 人フラット)	アサンテ (特定非営 利活動法 人ぼれぼ れ・ちば)
実施日	R2. 3. 24	R2. 3. 24	R2. 3. 25	R2. 3. 26	R2. 3. 26	R2. 3. 26	R2. 3. 25	R2. 3. 25
出席者数	5名 + ヘルパー5名	1名	1名 + 通訳者 1名	2名	4名	3名	2名	2名
実施場所	白井市保健福祉センター							アサンテ 事務所内

## ◇調査結果（主なご意見）

### ■事業運営上の課題について

相談業務が2年間で約2倍に増えているが、受ける職員が足りなく、研修の時間もなかなかとれず、病院等に比べると給与が低くなってしまいうので、人材の確保、育成が難しい状況。社会参加を促すにも1人1人時間がかかるため、制度の利用期間見直しの要望等もありました。各事業所の人材確保、育成への対策、制度見直しが必要です。

### ■地域生活について

地域生活については、タクシー券の増加や歩きやすい歩道の整備の要望等、移動手段の確保についての意見が多くあり、歩道の整備や公共の場等で円滑に移動しやすいまちづくりが必要です。また、各サービスについてのわかりやすい情報提供の在り方等についての要望や、親亡き後を見据えた居住の場の確保についても意見が寄せられたことから、各種情報提供方法の充実や障がい者の居住する場の確保が必要となっています。

### ■合理的配慮について

合理的配慮については、市役所内でのガイドヘルプは市職員が行ってほしいという要望があり、市職員の障がいに対する理解や教育の充実が求められています。また、配慮が必要な人とわかるようにヘルプマーク、ヘルプカードのさらなる普及、聴覚障がい者に対し、緊急対応時の情報提供の在り方や筆談では漢字を多く利用する等の意見があり、障がい者理解と普及啓発の充実が必要となります。

さらに、障がいをお持ちのお子さんに対する配慮やメンタルヘルスに関する普及啓発についても充実させていくことが重要です。

### ■差別解消について

差別解消については、正しい理解のため、小学生のうちから教育が必要であることや、市民の方に対し、障がいに対する理解を教育の一環として組み込んでほしい。特別支援学校への現場研修等を行って、学校の先生の障がいに対する理解の向上を図ってほしい等の意見があり、障がいに関する教育の充実やインクルーシブ教育の推進が必要です。

### ■共生社会について

共生社会については、外出時のバリアフリー（段差、施設のドア等）についてや、手話言語条例を市で制定し、手話の普及に努めてもらいたいという意見がありました。また、学校教育時代から、特別支援学校等との交流の必要や障がい者施設等に、一般の方が訪れやすくして、交流できるような仕組みが必要という意見があり、一般の方と障がい者も互いに住みやすい社会を構築していくことが必要となっています。

また、手話への理解と普及促進を通じて、市民一人ひとりが多様性を認め合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すための手話言語条例について検討が必要です。

**■障がい福祉サービス等の現状について**

音声血圧計を日常生活用具の対象とすることや利用したい時にすぐ手話通訳者を呼べる仕組みづくり、市の窓口（福祉課や市民課等）に手話ができる人を設置する等の意見や、ファミリーサポートサービスの対象年齢の引き上げ、親が同行していても移動支援が利用できるようにしてほしい等の意見があり、各障がい福祉サービスの充実や、市の窓口への手話通訳者の設置等新たな仕組みを検討することが必要です。

また、福祉ガイドブックを読んでも、障がい福祉サービスの制度がわからないという意見もあることから、効果的な情報提供の在り方について検討していく必要があります。

**■障がい者雇用について**

障がいの特性に応じた、雇用側の配慮や理解の必要性、手話が分かる人の配置についてや、職場までの通勤方法の配慮等について意見があり、雇用する企業への啓発を充実し、企業側の理解を向上させる取り組みが必要です。

また、障がいの特性や服薬による影響等も考慮した就労条件や職場環境の調整を行ってくれるジョブコーチ等の充実について検討する必要があります。

**■災害対策について**

災害時等にラジオやHPへアクセスすれば音声が出るサービスや、災害マップの点字化、音声化についてや、災害時に市職員が避難所までガイドする仕組みの必要性等の意見があることから、災害時における障がい者に対する支援方法を再検討する必要があります。また、避難所には障がいのある子どもの専用部屋の用意等、障がいを配慮した避難所が必要との意見があり、福祉避難所の拡充や障がい者専用の居室等の確保について検討する必要があります。

**■その他**

市主催での障がい者が交流できるイベント等の開催や行政に携わる（市職員等）全ての人に障がい（特性）を理解してもらうための研修会の開催等の意見があり、市職員はもとより、一般の市民の方を対象にした障がいの理解のための学習会の開催や情報提供を充実させていくことが必要です。

### (3) 意見・要望等への対応について

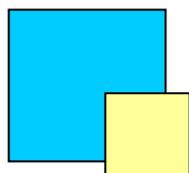
アンケート調査及びヒアリング調査でいただいたご意見について、「共同生活援助（グループホーム）の整備」や、「相談支援員の不足」に対応するため、事業所の安定運営の支援や新たな事業者の参入等の促進を図り、ニーズに合わせたサービス提供量の確保に努めます。

就労や社会参加において、障がい理解が必要であり、「幼少期から障がいに触れたり、障がい教育することが重要」という意見が多くみられましたので、幼少期から健常児者と障がい児者が、共に集団生活ができる環境整備や障がいについて学べる機会を設けてまいります。

また、「交通面の不便さ、移動手段の確保」が多くご意見としてあり、就労や社会参加等のネックになっているものと考えられます。「経済的支援」の要望も数多くあり、限りある財源の中で、費用対効果を検討しながら、就労等のさらなる支援に努めてまいります。

障がい福祉サービスの複雑さ等もあり、アンケート、ヒアリングともに「サービス、施設の情報かわからない」という意見が数多くみられました。一人一人障がいの状態や生活状況が異なるため、一律の説明や保健福祉ガイドブックの配布では、理解が難しい状況となっております。一人一人の困りごとに対するサービス、情報提供が行えるよう相談先の周知徹底や情報発信の工夫に努めてまいります。

今回の調査でいただいたご意見、ご要望につきましては、本計画第4章の「計画の内容（各サービスの見込み量等）」に反映させていただき、市や事業者の努力によって改善が望める問題点については、今後の運用において改善に努め、年度ごとに達成状況等を公表させていただきます。



### 第3章 計画の基本的な考え方



## 1 計画の目標像

本市では、障がい福祉に関する基本的施策を定める『白井市障害者計画 2016-2025』において、これからの障がい福祉における、市民・地域・市等の共通の目標像を次のとおり決めました。

**障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、  
ともに生き、ともに参加する地域づくり**

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔られることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を大きな目標の一つに掲げています。

『白井市障害者計画 2016-2025』の前身計画である『白井市障害福祉プラン』においても、「障害のある人もない人も、一人の市民としてともに参加するまちづくり」を基本理念としてきました。

また、白井市第2次地域福祉計画では、第5次総合計画の基本理念である「安心」、「健康」、「快適」を踏まえ、めざす姿を「ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち」と定めています。

これらのことを踏まえ、本計画においても、この目標像の実現をめざして、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくものとします。

## 2 計画の基本方針

前節に掲げた目標像の実現をめざし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくうえでの基本的な方針として、国の基本指針の基本的理念及び白井市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の基本的考え方との整合を図ったうえで、次の7点を基本方針として設定します。

### (1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が、障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

### (2) 障がい種別によらない一元的なサービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる人の範囲を、「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等であって18歳以上の人」と「障がい児」として、サービスの充実を図ります。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者については、引き続き、障害者総合支援法に基づく給付対象となっていることの周知を図り、サービスの利用を促します。

### (3) 地域生活への移行、継続及び就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、福祉施設や病院への入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続及び就労等の課題に対応したサービス提供の体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保いたします。

### (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築などを進めます。

### (5) 障がい児の発達支援

障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児が保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

### (6) 障害福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していきます。研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組みます。

### (7) 障がい者の社会参加等を支える取組

障がい者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ支援を進めます。特に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（平成 31 年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

### 3 障がいのある人・難病患者の将来推計

第5次総合計画の将来人口の見通しでは、白井市の人口は令和2年度をピークに減少していく見込みです。市では、障がいのある人（手帳所持者）は増加の傾向を示しており、高齢化の進行に伴う身体障がい者等の増加などもあり、本計画期間中においては引き続き増加傾向が続くことが見込まれます。難病患者につきましては、29年度以降減少傾向を示しており、人口の減少に伴い減少傾向が続くことが見込まれます。

このことを踏まえ、本計画期間における障がいのある人の数（3 障がいの手帳所持者数の合計）及び難病患者数を下表のとおり推計し、令和5年度においては、合計で3,204人（対総人口比4.9%）になることを見込みます。

#### ■障がい者（手帳所持者）数の実績と見込み

（単位：人）

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口 <sup>☆1</sup> （住民基本台帳）	63,555	63,336	65,500	65,440	65,380	65,320
身体障害者手帳 所持者数	1,573	1,630	1,715	1,743	1,771	1,799
療育手帳所持者数	363	382	410	424	438	453
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	382	422	471	505	539	572
難病患者数 <sup>☆2</sup>	409	400	405	397	388	380
合計	2,727	2,834	3,001	3,069	3,136	3,204
対総人口比率 （単位：%）	4.3%	4.5%	4.6%	4.7%	4.8%	4.9%

※ 平成30年度、平成31年度末実績値。（平成31年度難病患者数は推計値）令和2年度以降は推計値です。

☆1 人口は白井市第5次総合計画に基づく推計です（令和2～7年度の増加幅を各年度に等分）。

☆2 難病患者数は平成30年度までの「難病等受給者証」所持者数の受給者数を基礎として推計しています。

## 4 成果目標

国の基本指針では、障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」及び「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」についての成果目標を設定することとしています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、以下のとおり成果目標を設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【国指針の主旨】

- ・平成 31 年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行。
- ・令和 5 年度末時点の施設入所者数を平成 31 年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減。

#### 【成果目標】

項目	数値等	備考（考え方）
平成 31 年度末入所者数（A）	24 人	
<b>【目標値】</b> 地域生活移行者数（B）	2 人 (8.3%)	Aのうち、令和 5 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数（Aの 6%以上）
新たな施設入所支援利用者数（C）	1 人	令和 5 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
令和 5 年度末の入所者数（D）	23 人	令和 5 年度末の利用人員見込み [A - B + C]
<b>【目標値】</b> 入所者数減少見込み	1 人 (4.2%)	差し引き減少見込み数 [A - D]（Aの 1.6%以上）

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【国指針の主旨】

- ・精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とする。

#### 【成果目標】

項目	数値等	備考
<b>【目標】</b> 保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	地域で支えるシステム構築

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 【国指針の主旨】

- ・地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

#### 【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標値】地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討	年1回	

### (4) 福祉施設から一般就労への移行

#### 【国指針の主旨】

- ・令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成31年度実績の1.27倍以上とする。
- ・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ平成31年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
- ・大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい。

#### 【成果目標】

項目	数値等	備考（考え方）
平成31年度の年間一般就労者数（A）	15人	平成31年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】令和5年度の年間一般就労者数	20人 (133%)	令和5年度に施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数（Aの1.27倍以上）
平成31年度末の就労移行支援事業利用者数（B）	23人	大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進が望ましい
【目標値】令和5年度末の就労移行支援事業利用者数	30人 (130%)	（Bの1.3倍以上）
平成31年度末の就労継続支援A型事業利用者数（C）	24人	

【目標値】令和5年度末の就労継続支援A型事業利用者数	31人 (129%)	(Cの1.26倍以上)
平成31年度末の就労継続支援B型事業利用者数(D)	58人	農福連携の取組推進及び高齢障害者に対する利用促進が望ましい
【目標値】令和5年度末の就労継続支援B型事業利用者数	72人 (124%)	(Dの1.23倍以上)
【目標値】令和5年度の就労定着支援利用率	70%	(令和5年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援を利用した人の割合)
【目標値】就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	(市内の就労定着支援事業所数の7割以上)

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### 【国指針の主旨】

- 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置する。
- 令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保する。
- 令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

### 【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標値】児童発達支援センター設置数	1カ所	令和5年度末までに市こども発達センターを児童発達支援センターにすることを目標とする。
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	令和5年度末までに市こども発達センターにおける保育所等訪問支援の実施を目標とします。
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1カ所	近隣自治体と連携し、令和5年度までに確保することを目標とします。
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1カ所	近隣自治体と連携し、令和5年度までに確保することを目標とします。

【目標】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置	令和5年度末までに設置することを目標とし、設置の形態は今後検討します。
【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置	令和5年度末までに配置することを目標とします。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### 【国指針の主旨】

- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

### 【成果目標】

【目標】令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保	確保	基幹相談支援センターの設置等を検討
---	----	-------------------

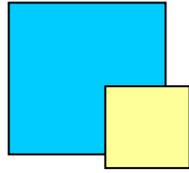
## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【国指針の主旨】

- 令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

### 【成果目標】

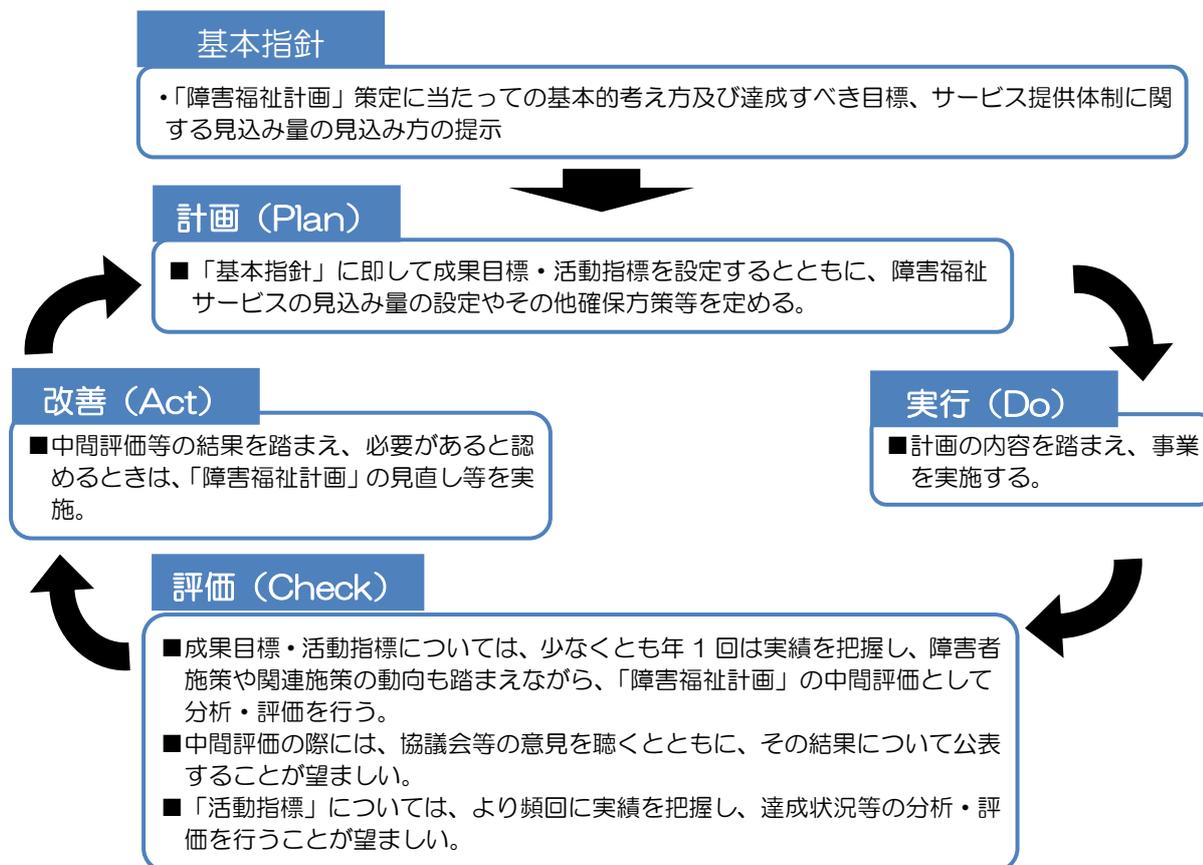
【目標】令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	構築	地域課題等の協議の場設置を検討
---	----	-----------------



## 第5章 計画の推進と進行管理

## 障害福祉計画における「PDCAサイクル」のプロセスのイメージ

(\*「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定の際の国資料より)



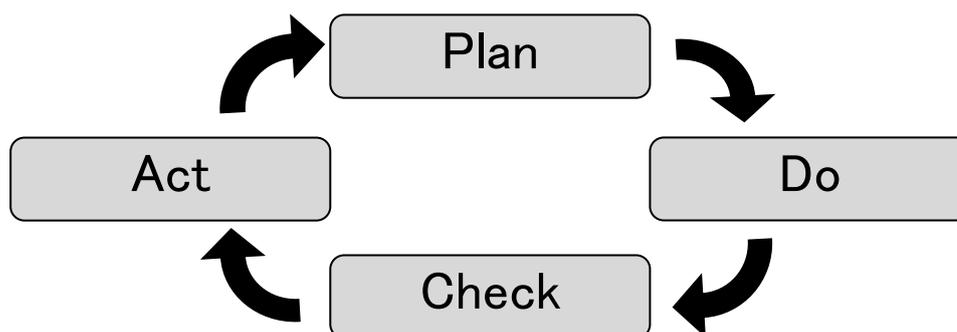
## 1 推進・進行管理の考え方

本計画の推進に当たっては、障がいのある人等が必要とするサービスを受けられるよう、制度の周知に努めるとともに、市の担当課等、関係行政機関、医療機関、教育機関、公共職業安定所、関係団体等とのネットワークの構築に継続的に取り組み、サービスの円滑な提供と適切な利用を促進します。また、次の考え方により、進行管理及び評価を行います。

### (1) 「PDCAサイクル」に基づく進行管理

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（「PDCAサイクル」）とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

「PDCAサイクル」のイメージ



Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

### ◇「成果目標」と「活動指標」について

国の基本指針では、計画に「PDCAサイクル」を導入するにあたり、指針の「第二」における平成32年度を目標年度とする目標を「成果目標」とし、また、指針「第三」における“計画の作成に関する事項”である障害福祉サービスの見込み量等を「活動指標」として、それらについては、少なくとも年一回は実績を把握し、障がい者施策及び障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行うこととされています。このため本市においても、第3章で掲げた「成果目標」（数値的目標）及び第4章で掲げた「活動指標」（サービス見込み量等）を最大の眼目として、計画の推進・評価を行ってまいります<sup>△</sup>。

<sup>△</sup>成果目標と活動指標の関係図は第4章「1 活動指標について」を参照。

## (2)「白井市地域自立支援協議会」による評価

本市では、平成 19 年度に、サービス提供事業者や障害者団体等の代表者で構成する「白井市地域自立支援協議会」を設置し、「生活支援部会」及び「就労支援部会」で分野ごとの情報交換や課題整理、政策提案などを行い、全体会で全体調整や全体方針の検討などを行っています。

この「白井市地域自立支援協議会」を活用して本計画の推進状況を確認・評価し、市広報紙やホームページ等を通じて市民に公表・報告していきます。

## 2 推進・進行管理（評価）の具体的手法

本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、関係機関等の連携に努めるとともに、計画に定める成果目標（数値目標）や活動指標（各サービス見込み量等）に関する事業等の実施、進捗状況（利用者数・利用日数等）については、「白井市地域自立支援協議会」等で定期的に、点検・把握、評価を行っていくものとします。

計画の進行管理のイメージ図

